

「死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」実施要綱

1 趣旨

三重県内の労働災害防止対策については、「三重労働局第13次労働災害防止計画〔平成30年4月～令和5年3月〕」（以下「三重局13次防計画」という。）において、「死亡災害ゼロ」を目指すとともに、「死傷者数2,000人未満」を目標として、平成30年から「死亡災害ゼロ・チャレンジアンダー2,000 みえ推進運動」を展開しているが、この間の災害の動向及び直近の課題は、各々（1）、（2）のとおりであり、目標達成に向けた課題は大きい状況にある。

このため、災害の動向及び直近の課題を踏まえ、最終年度となる「三重局13次防計画」の目標達成に向け、「死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」（以下「推進運動」という。）を県内に広く展開する。

（1）災害の動向

ア 死亡災害

令和3年12月末日現在の労働災害による死亡者数（新型コロナウイルス感染症によるもの（3人）を除く。以下「死亡者数」という。）は17人と、前年同期と比較し1人減少している（死亡者数：平成30年17人、令和元年14人、令和2年18人）。

- ① 業種別の死亡者数は、建設業6人（前年比1人減）、製造業4人（前年比3人増）、道路貨物運送業3人（前年と同数）の順となり、製造業の死亡者が大幅に増加している。
- ② 事故の型別では、はさまれ・巻き込まれ5人（前年比3人増）、交通事故4人（前年比2人減）、墜落・転落3人（前年比4人減）の順となり、はさまれ・巻き込まれによるものが大幅に増加している。
- ③ 60歳以上の高年齢労働者（以下「高年齢労働者」という。）の死亡者数は6人（死亡者数の35.3%）であり、依然として、高い割合を占めている。

イ 死傷災害

令和3年12月末日現在の労働災害による休業4日以上之死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるもの（379人）を除く。以下「死傷者数」という。）は1,988人と、前年同期と比較し53人（2.7%）増となっており、「死傷者数2,000人未満」の達成は極めて困難な状況にある（死傷者数：平成30年2,230人、令和元年2,243人、令和2年2,126人）。

- ① 業種別の死傷者数は、製造業489人（前年比54人増）、建設業244人（前年比6人増）、小売業237人（前年比37人減）、道路貨物運送業229人（前年比6人増）、社会福祉施設189人（前年比21人増）の順であり、製造業、社会福祉施設の死傷者が大幅に増加している。
- ② 事故の型別では、転倒499人（前年比25人減）、墜落・転落302人（前年比16人減）、無理が動作・動作の反動294人（前年比6人増）、はさまれ・巻き込まれ237人（前年比32人増）の順であり、特に、製造業のはさまれ・巻き込まれ（133人）

前年比 34 人増) によるものが大幅に増加している。

- ③ 高年齢労働者の死傷者数は 539 人 (全年齢死傷者の 27.1%) であり、前年に比べ、割合は減少しているが、依然として、高い割合を占めている。事故の型別は、転倒、墜落・転落の順で多く発生している。

(2) 直近の課題

- ア 死亡災害等の重大な災害の撲滅 (はさまれ・巻き込まれ、墜落・転落、交通労働災害の防止)
- イ 機械災害の防止 (はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ)
一般動力機械 (食料品加工機械、ロール機など) によるはさまれ・巻き込まれ災害が増加している。
- ウ 転倒災害の防止
事故の型別では、最も多く労働災害が発生している。
- エ 高年齢労働者の労働災害防止
依然として、高年齢労働者の死傷災害の割合は高く、今後も高年齢労働者の増加が見込まれる。

2 実施期間

令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日まで

3 主催

三重労働局・各労働基準監督署

4 重点事項

(1) 重点災害

- ア 機械災害 (はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害)
- イ 墜落・転落災害
- ウ 交通労働災害
- エ 転倒災害

(2) 重点業種 (多発災害)

- ア 製造業：はさまれ・巻き込まれ災害
- イ 建設業：墜落・転落災害
- ウ 道路貨物運送業：墜落・転落災害、交通労働災害
- エ 小売業：転倒災害
- オ 社会福祉施設：転倒災害、腰痛

(3) 業種横断

高年齢労働者の労働災害防止

5 三重労働局・労働基準監督署の実施事項

- (1) 推進運動に関する資料等の作成、配布
- (2) 三重労働局ホームページ等を通じた推進運動の広報

- (3) 「死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進大会」(仮称)の開催
- (4) 事業者への指導援助
- (5) その他、労働災害発生状況に応じた行政施策
- (6) 協力団体及び事業者団体への支援及び協力依頼

6 協力団体及び事業者団体の実施事項

- (1) 推進運動への支援及び協力
- (2) 会員に対する推進運動の周知
- (3) 会員に対する指導援助

7 事業者の実施事項

前年(度)に取り組んだ安全衛生活動の検証及び検証結果を反映した「年間安全衛生管理計画」を策定し、PDCA サイクルにより、継続的かつ計画的に安全衛生活動を推進する。

その際、事業場における災害リスクに応じ、次のとおり、重点事項に対する対策を活動に盛り込み実施する。

(1) 事故の型に応じた労働災害防止対策

ア 機械災害防止対策 ((はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害)

リスクアセスメント及びリスク低減措置の実施(機械設備等の安全化及び作業方法の改善)

イ 墜落・転落災害防止対策

- ① 足場・屋根からの墜落・転落災害防止
- ② 脚立・はしご・階段からの墜落・転落防止
- ③ トラックの荷台からの墜落・転落災害防止
- ④ 「墜落災害防止強調月間(7・12月)」の重点取組

ウ 交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく次の事項

- ① 交通ルールへの順守
- ② 運転時及び歩行時の安全確認の徹底
- ③ 安全衛生教育の実施

エ 転倒災害防止対策

「STOP! 転倒災害プロジェクト」に基づく次の事項

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ③ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- ④ 安全衛生教育の実施

(2) 業種に応じた労働災害防止対策

ア 製造業

機械災害防止対策(前記(1)ア)

イ 建設業

墜落・転落災害防止対策(前記(1)イ)

ウ 道路貨物運送業

墜落・転落災害防止対策（前記（１）イ）及び交通労働災害防止対策（前記（１）ウ）

エ 小売業及び社会福祉施設

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施

(3) 高齢労働者の労働災害防止対策

「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく次の事項

- ア 身体機能を補う設備・装置の導入
- イ 身体機能の低下を考慮した作業内容の見直し
- ウ 健康状況、体力の状況の把握・対応
- エ 丁寧な安全衛生教育の実施

8 協力団体

- ・建設業労働災害防止協会 三重県支部
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会 三重県支部
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会 三重県支部
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会 四日市支部
- ・一般社団法人三重労働基準協会連合会
- ・一般社団法人日本ボイラ協会 三重支部
- ・一般社団法人日本クレーン協会 三重支部
- ・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 三重県支部
- ・一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 三重支部
- ・独立行政法人労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター
- ・三重県 RST トレーナー会
- ・各地区労働基準協会（桑名・四日市・津・松阪・伊勢・伊賀・熊野尾鷲）